菊池圏域における 病床整備の公募について

令和7年(2025年)3月 熊本県健康福祉部医療政策課

基準病床数制度について

目的

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、<u>病床の地域的偏在を是正し、全国</u>的に一定水準以上の医療を確保

仕組み

- 〇 病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事(保健所設置市長、特別区長)に開設等の許可申 請を行い、許可を受ける必要。(医療法第7条)
- 開設等の許可に対し、既存の病床数が基準病床数を超える地域(<u>病床過剰地域</u>)では、以下のとおり対応。

①公的医療機関等(※)

- ・ 都道県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、許可をしないことができる。(医療法第7条の2)
 - ※ 公的医療機関等: 医療法第31条に定める公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者(地方独立行政法人、日本赤十字社、 社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等)の開設する医療機関)及び医療法第7条の2第1項2号から8号に 掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関

②その他の医療機関

- ・ 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、 開設・増床等に関して、**勧告を行うことができる**。(医療法第30条の11)
- ・ 病床過剰地域において、開設許可等に係る都道府県知事の<u>勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる。</u>(健康保険法第65条第4項)

特例措置

- 病床過剰地域であっても、一定の条件を満たす場合には、<u>特例として新たに病床を整備することが可能。</u> <特例が認められるケース>
 - ・ がん又は循環器疾患に係る専門病床など、特定の病床を整備する場合
 - ・ 公的医療機関等を含め、複数の医療機関の再編統合を行う場合 等

基準病床数について

○ 第8次熊本県保健医療計画 18,728床(一般;15,847床、療養;2,881床)

○ 療養病床及び一般病床の基準病床数

二次保健医療圏	第8次保健医療計画 基準病床数	既存病床数 (R5. 4. 1時点)
熊本・上益城	10,989床	12,438床
宇城	701床	943床
有明	1, 193床	1,509床
鹿本	467床	628床
菊 池	1, 525床	1, 527床
阿 蘇	296床	660床
八代	1, 414床	1, 620床
芦北	4 5 4 床	836床
球磨	809床	1,094床
天草	880床	1,835床
合 計	18,728床	23,090床

[※]既存病床数が基準病床数を上回っていても病床数を削減する必要はありません。

公募における審査の観点について

- 〇地域の医療を担う関係者の理解を得られる計画とされているか。
- ○資金面・人員確保面等、実現可能な設置計画とされているか。
 - ※ 病床の「枠」のみ確保する趣旨の計画は、病床の設置時期 が見通せないため、望ましくない。
- 〇高度急性期・回復期の病床機能を担う計画とされているか。 他の病床機能である場合、地域が必要とする医療を提供する 計画とされているか。
- ○県全体の既存病床数は現在も過剰であるため、医療機関の移 転等に伴い、他圏域における病床数が削減されるか。

公募の内容について

以下の①及び②を公募の対象とする。

- ①原則として令和8年度末(※保健医療計画の中間見直し年度)までに医療機関の開設・変更許可を得られる見込みの整備計画
- ②菊池地域医療構想調整会議での合意を得られる見込みの整備計画

公募の概要、提出された整備計画の審査方針は、以下のとおり。

- 1 公募を行う二次保健医療圏及び病床数
 - 菊池保健医療圏 約50床(現時点での見込み)
- 2 事業者選定における審査方針
 - (1)菊池保健医療圏において不足している機能(高度急性期及び回復期)に係る病床、又は菊池 地域医療構想調整会議において特に必要とされる機能に係る病床の整備計画とされているか
 - (2) 開設地市町からの同意が得られている病床の整備計画とされているか
 - (3)本県における二次保健医療圏の合計では、既存病床数が依然として基準病床数を大きく上回っていることから、二次保健医療圏合計の既存病床数が増加しない病床の整備計画とされているか
 - (1)~(3)の内容を別添の基準により2点から0点として計算する。
- 3 病床の配分方法

2の方法により計算した結果、最も点数の大きい申請者から病床を配分する。結果が同点となる場合は、申請が行われた病床数を按分して配分する。

なお、審査の結果、配分病床数が当初提出された整備計画を下回る場合、配分を受けた開設者間で調整の上、整備計画の再提出を行うことは認める。

公募の内容について

点数配分の基準(2点を満点とする)

	2点	1点	O点
(1)	病床の整備計画が、高度急性 期及び回復期、又は菊池地域医 療構想調整会議において特に必 要とされる機能に係るものとされ ている。	_	病床の整備計画が、高度急性 期及び回復期、又は菊池地域医 療構想調整会議において特に必 要とされる機能に係るものとされ ていない。
(2)	_	開設地市町から、病床の整備計画について、同意を得ている。	開設地市町から、病床の整備計画について、同意を得ていない。 ※整備計画提出時に開設地市町から病床整備計画に同意を得ていない場合であっても、同意を得るよう努める必要がある。
(3)	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が減少(同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る)するものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存病床数が変わらない(同一の開設者による病床数減少を伴う場合に限る)ものとされている。	病床の整備計画が、本県における二次保健医療圏合計の既存 病床数が増加するものとされている。